

あじす

2003
1/20

お 知 ら せ 版



阿知須町イメージキャラクター
「コッコちゃん」



昭和30年ごろの町内駅伝大会。スパホテル付近の中継所

第53回 AJISU駅伝

上は昭和30年ごろの町内駅伝大会。10チームが地区対抗で争っていました。下は、昨年12月のAJISU駅伝大会。平成11年から新たに町外も含めた一般の部と中学生の部が加わり昨年の53回大会は62チームの参加で大いに盛り上がりました。なお、優勝は地区の部「飛沖」、一般男子「いもむし倶楽部」、一般女子「県庁レディース」、中学生は男子「厚南中学校」、女子「鴻南中学校」でした。



昨年のAJISU駅伝大会。
駅通り線を走るランナー

確定申告

町県民税・所得税の

申告はお早めに

二月十七日(月)～

三月十七日(月)

町では、町県民税と所得税の申告相談を二月十七日から三月十七日までの期間受け付けます。本町ではコンピュータによる受け付けを行いますので、提出用の申告書にはご自分で全て記入できる人以外は、何も記入しないで会場にお持ちください。

★収支内訳書（農業収支・不動産収支・営業収支など）はご自分で作成してください。

職業、女優。



だから私も、確定申告。

窓口が遠くて自分で書いて、お早めに。

申告と納税は 3月17日まで 個人事業者の 申告は、地方自治体 3月31日まで 国税庁 <http://www.nta.go.jp> 納税は便利な国税納税で。

確定申告をしなければならぬ人

平成十四年中の所得金額の合計額が、所得税控除の合計金額を超える人

サラリーマンの場合

- ①給与の年収が二千万円を超える人。
- ②給与所得や退職所得以外の所得の合計が二十万円を超える人。
- ③給与を二か所以上からもらっている場合は、従たる給与の収入と②の合計が二十万円を超えている人。
- ④同族会社の役員などで、その法人から貸付金の利子や不動産の賃借料などを受け取った人。
- ⑤源泉徴収されていない給与をもらっている人。

住民税の申告をしなければならぬ人

次のような人は住民税の申告をしなければなりません。（ただし、所得税の確定申告をした人は、住民税の申告をする必要はありません。）

- ①事業（農業を含む）、配当、不動産などの所得がある人。
- ②給与所得のほか、地代・家賃などの不動産や農業、配当などの所得がある人。（住民税では、所得が二十万円以下であっても必ず申告しなければなりません。）
- ③サラリーマンで、年の途中に会社をやめた人。
- ④給与所得または公的年金の所得のみの人で、社会保険料、生命・損害保険料、医療費などの控除を受けようとする人。
- ⑤国保の被保険者であって、平成十五年一月一日以降に転入した人。

農業所得の計算方法にご注意を

農業所得のある人で野菜や果実、転作作物などを販売（共販、市場出荷、百円市など）された人は、農業所得標準が適用できません。このため、農業所得の計算方法は収支計算（収入から必要経費を差し引く）の方法です。 「反あたりいくら」、「販売額に対していくら」という計算ができません。これに該当する人は、「ご自分で収支計算書をつくっ

て」確定申告の際にご持参ください。（収支計算書が必要な人は、町税務課に置いてあります。）なお、水稲、麦、自家用野菜だけの農家は農業所得標準が適用できます。

国民健康保険の被保険者は必ず申告を

国民健康保険の被保険者は申告をされないと、保険税の軽減や入院食事代の減額ができません。場合によっては収入が無い場合でも申告してください。

国民年金保険料の納付額証明書発行について

国民年金保険料は、社会保険料控除の対象になります。昨年までは、町役場で前年中の納付額証明書を発行していましたが、今年は町役場では平成十四年三月分までの証明書しか発行できません。申告の際には、四月分以降の支払いが確認できる書類（領収書、通帳、支払証明書など）をお持ちください。

申告相談日程

月	日	曜日	午前 (9時~11時)	午後 (1時~3時)	会場			
2	13	木	還付申告相談受付		町役場第2・3会議室			
	14	金	税務署相談 (税務署からはがきの来た人)		町公民館2階大会議室			
	15	土			町役場第2・3会議室			
	16	日						
	17	月	小古郷東・前山	小古郷西・小山				
	18	火	小古郷南	北		祝		
	19	水	南	祝		西	祝	
	20	木	築地・恵比須	東・縄田		北		
	21	金	縄田南・申村	西条・寺河		内		
	22	土						
	23	日						
	24	月	浜	二の宮・砂郷一				
	25	火	税務署相談 (税務署からはがきの来た人)		町公民館2階大会議室			
	26	水	砂郷二	砂郷三				
27	木	砂郷四	飛石東・飛石中					
28	金	飛石北	沖の原					
3	1	土			町役場第2・3会議室			
	2	日						
	3	月	指定日が無理な人					
	4	火	飛石西	岩倉西・岩倉前				
	5	水	岩倉	辻		西		
	6	木	岩倉上・岩倉西	前		北		
	7	金	且	東		且	門	松
	8	土						
	9	日						
	10	月	岡	浜		表		
11	火	赤	迫	井	関			
12	水	野	口	杖川・源	河			
13	木	河	内	向	井	関		
14	金	引	野	青	畑	仙	在	
15	土							
16	日							
17	月	指定日が無理な人						

所得税の確定申告に必要な書類

- 申告用紙 (税務署から送付された人)
- 印鑑 (納税となる人は銀行の届出印)
- 昨年中の支払いのわかる証明書または帳簿書類
- 社会保険料、生命・損害保険料などの証明書
- 源泉徴収票や支払証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳などを受け

問い合わせ

- 還付を受けるための銀行などの通帳
- その他、所得計算に必要な書類
- 所得税・贈与税・消費税・地方消費税に関すること
- 山口税務署 (☎083-922-1340)
- ★ 申告相談に関すること 町税務課賦課徴収係 (☎65-4111 (内)121)

還付申告は二月十三日から

確定申告をしなくてもよい人でも、医療費控除、住宅借入金等特別控除などを受ける場合や源泉徴収された所得税が納めすぎになっている場合には還付申告をすることができ、

還付申告は二月十三日から町役場第二・第三会議室で受け付けます。早めに申告をして払い戻しを受けるようにしましょう。

任意の合併協議会に参加

● 宇部小野田地域は12月27日

12月27日、宇部小野田地域の2市3町で構成する「宇部市・小野田市・阿知須町・楠町・山陽町任意合併協議会」の第1回の会合が宇部市で開かれました。会議では、協議会の規約が承認され、会長に宇部市長、副会長に小野田市長、各市町から合計30人の委員で構成されています。同協議会では、基本4項目(合併の方式、期日、新市の名称、事務所の位置)を中心に協議されます。第2回目の協議会が1月14日小野田市で開催され、基本4項目に関する各市町の意見が述べられました。

● 県央部は1月6日に協議会設置

1月6日、県央部2市4町(山口市・防府市・徳地町・秋穂町・小郡町・阿知須町)で構成する「県央部合併推進協議会」の第1回の会合が山口市で開かれました。会議では、協議会関連の規程が審議され、事業計画が承認されました。会長に山口市長、副会長に防府市長と小郡町長、各市町長と議会議長の合計12人の委員で構成されています。同協議会では、本年度内の法定協議会設置に向けた準備作業などを進めていくことになっています。第2回目の協議会は、1月27日(防府市役所)で開催されます。

◎ 両協議会の会議録が町役場合併情報コーナーで閲覧できます。

■ 問い合わせ 町企画課政策調整係 (☎65-4111 (内)144)

**図書司書(嘱託員)
二人 募集**

町教育委員会では、次のとおり図書司書(嘱託員)を二人募集します。

④**応募資格** 図書司書または図書司書補の有資格者で、パソコン入力ができ、実務経験のある人。(年齢五十歳まで)

⑤**採用期間** 今年四月一日～

平成十六年三月三十一日

④**職務内容** 図書館開館に向けての準備(図書資料の整理・パソコン入力・配架など) 開館後(図書館業務全般・貸出・レファレンスなど)

④**勤務条件** ①週五日(月曜日と火曜日から日曜日の間、交代で一日休み) ②勤務時間・平日:午前九時半～午後六時十五分・土日:午前八時半～午後五時十五分 ③給料:月給十七万八千円

④**申し込み** 二月十三日(木)までに履歴書と資格の証明書のコピーを町生涯学習課(町公民館内)へ提出、その後面接を行います。

④**問い合わせ** 町生涯学習課 (☎652022(内)301)

**紙おむつなどの
支給について**

町では、在宅の寝たきり高齢者などを介護している家族

に対して、紙おむつなどの介護用品を支給しています。介護用品の種類、限度額などはお問い合わせください。

④**対象となる人** 町内在住で、次の高齢者などを在宅で介護している町民税非課税世帯です。①要介護度4、5の認定を受けている人②要介護度3の認定を受けている人うち、常時失禁などが認められる人

④**問い合わせ** 町健康福祉課 高齢福祉係 (☎654111(内)153)

**地区のごみ集積所への
ごみの出し方**

地区のごみ集積所へごみを出すときは次のことを守ってください。①新聞、雑誌はひもなどで十文字にくくって町指定ごみ袋に入れてごみ集積所へ出してください。②ダンボールは平たくつぶして町指定ごみ袋に入れてごみ集積所へ出してください。③ごみは町指定ごみ袋に入れてごみ集積所へ出してください。

④**問い合わせ** 町生活環境課 (☎654111(内)132)

**もの
おし
よ
も**

1月



- 26(日)…第66回中国山口駅伝競走大会(宇部市～徳山市/前10時45分通過予定～)
- 29(水)…ひよこの会(公/前10時～)
- 31(金)…教育委員会(役/後3時半～)

2月



- 5(水)…いきいきひろば(公/前10時～) 献血(サンパーク/前10時～)
- 7(金)…巡回図書(町内)
- 9(日)…近郷家庭婦人バレーボール大会(体セン/前8時半～)

2月のごみ収集日

可燃ごみ(町内全域)月・水・金

- 3 5 7 10 12
14 17 19 21 24
26 28

不燃ごみ(町内全域)

プラスチック製容器包装類 (第1・3火曜日)

4 18

焼却灰・ビン類 (第1・3木曜日)

6 20

紙製容器包装類 (第2・4火曜日)

12 25

※雑誌・段ボール・新聞紙は、第2火曜日

アルミ・スチール缶、その他 (第2・4木曜日)

13 27

※ペットボトルは、第4木曜日

- ごみを出す時間 前日午後5時～当日午前7時半
- 清掃センターへのごみの直接持ち込み 毎週月～金曜日(祝祭日は休み) ●午前7時半～正午 ●午後1時～2時
- 問い合わせ 町生活環境課(☎654111(内)132) 町清掃センター(☎654953)